

## 第5節

# 大気・水環境などの保全

## I 現況

市における大気・水質・騒音・振動等の一般環境の状況を把握するため、市内の環境測定点で監視・測定を行っています。近年、環境基準は概ね達成されている状況にあります。

平成29年度の大気汚染の状況については、光化学スモッグの原因物質である光化学オキシダントは全国的に環境基準を達成していない状況が続いています。

平成29年度の水質汚濁の状況については、海域のA類型、湖沼4地点中2地点において、COD（化学的酸素要求量）に係る環境基準を達成していません。

平成30年度の環境騒音では、市内6地点のうち1地点が昼夜ともに環境基準を達成していません。自動車騒音では、評価を行った区間にある住居等12,357戸のうち290戸（2.3%）が昼夜ともに環境基準を達成していません。

平成30年度の環境関連の苦情相談件数は前年度に比べ60件減少しました。

## II 基本施策の実施状況

### 1 大気環境の保全

#### ●大気汚染に係る環境基準の達成状況【環境政策課】・・・目標設定項目

市内には、県の一般環境大気測定局が5局、自動車排出ガス測定局が1局あり、大気汚染測定を常時監視しています。

平成29年度において、一般環境大気測定局では、二酸化硫黄及び二酸化窒素の環境基準をすべての地点で達成、浮遊粒子状物質は5地点中2地点で、微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）は2地点中1地点で環境基準を達成しています。また、光化学オキシダントはすべての地点で環境基準を達成していません。

自動車排出ガス測定局では、二酸化窒素及び一酸化炭素は環境基準を達成、浮遊粒子状物質は長期的評価による環境基準を達成しています。

★分析と課題 光化学オキシダントについては、全国的にも達成率は極めて低く、年平均値は近年ほぼ横ばいで推移しています。微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）とともに、東アジア大陸におけるオキシダント前駆物質（窒素酸化物及び揮発性有機化合物）の影響も考えられますが、原因物質である窒素酸化物と揮発性有機化合物の排出量比を十分に考慮して両者を削減する必要があります。

◆大気測定局位置図（山口県位置図）



【測定局の位置図】

《第5節 大気・水環境などの保全》

表 5-1 大気汚染に係る環境基準達成状況（一般環境大気測定局）

物質	測定局	H25	H26	H27	H28	H29
＜一般環境大気測定局＞						
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	榑浜小学校	○	○	○	○	○
	徳山商工高校	○	○	○	○	○
	周南総合庁舎	○	○	○	○	○
	浦山送水場	○	○	○	○	○
	宮の前児童公園	○	○	○	○	○
	全国達成率 (%)	99.7	99.6	99.9	100	99.8
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	榑浜小学校	○	○	○	○	○
	徳山商工高校	○	○	○	○	○
	周南総合庁舎	○	○	○	○	○
	浦山送水場	○	○	○	○	○
	宮の前児童公園	○	○	○	○	○
	全国達成率 (%)	100	100	100	100	100
浮遊粒子状物質 (SPM)	榑浜小学校	△	○	○	○	△
	徳山商工高校	○	○	○	○	○
	周南総合庁舎	○	△	○	△	○
	浦山送水場	○	○	○	○	△
	宮の前児童公園	△	○	○	○	△
	全国達成率 (%)	97.3	99.7	99.6	100	99.8
光化学オキシダント (Ox)	周南総合庁舎	×	×	×	×	×
	宮の前児童公園	×	×	×	×	×
	全国達成率 (%)	0.3	0.0	0.0	0.1	0.0
微小粒子状物質 (PM2.5)	周南総合庁舎	×	×	×	○	○
	宮の前児童公園	×	×	○	▲	△
	全国達成率 (%)	16.1	37.8	74.5	88.7	89.9
＜自動車排出ガス測定局＞						
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	辻交差点	○	○	○	○	○
	全国達成率 (%)	99.0	99.5	99.8	99.7	99.7
一酸化炭素 (CO)	辻交差点	○	○	○	○	○
	全国達成率 (%)	100	100	100	100	100
浮遊粒子状物質 (SPM)	辻交差点	○	○	○	△	△
	全国達成率 (%)	94.7	100	99.7	100	100

※測定局「榑浜小学校」は平成26年度まで榑浜支所、「周南総合庁舎」は平成27年度まで周南市役所、「宮の前児童公園」は平成23年まで新南陽公民館です。

※全国達成率は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素は、長期的評価による環境基準達成率で、光化学オキシダント及び微小粒子状物質は環境基準達成率です。

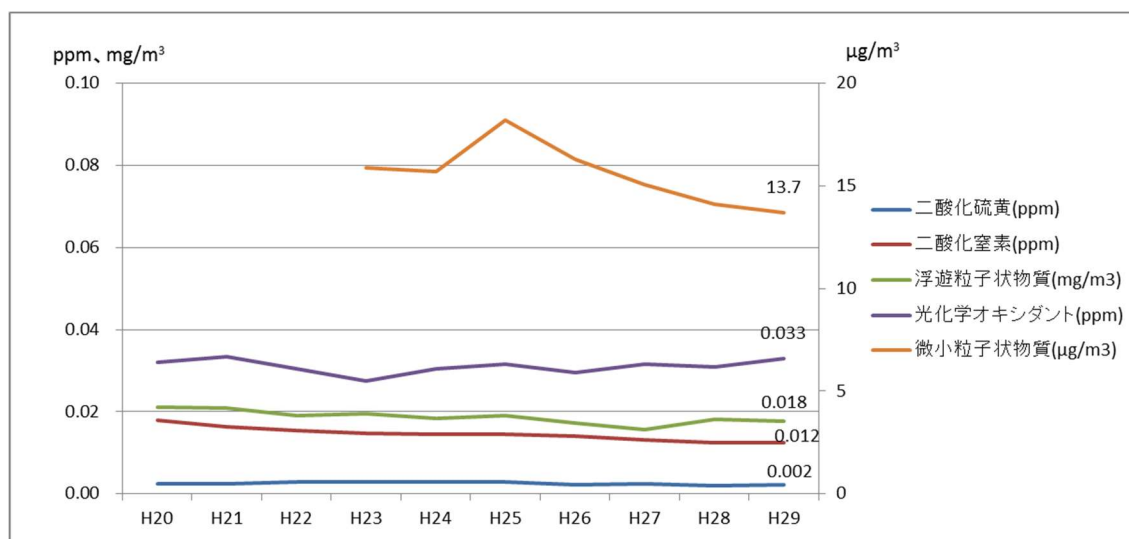
※○：環境基準達成 △：環境基準の長期的評価達成 ▲：環境基準の短期的評価達成 ×：環境基準超過

出典：「平成30年版 環境白書」山口県環境生活部（平成29年度実績）

「平成29年度大気汚染の状況（有害大気汚染物質等を除く）」環境省

※平成30年度実績は令和元年12月以降に公表される見込みです。

図 5-1 大気汚染に係る物質の年平均値の推移



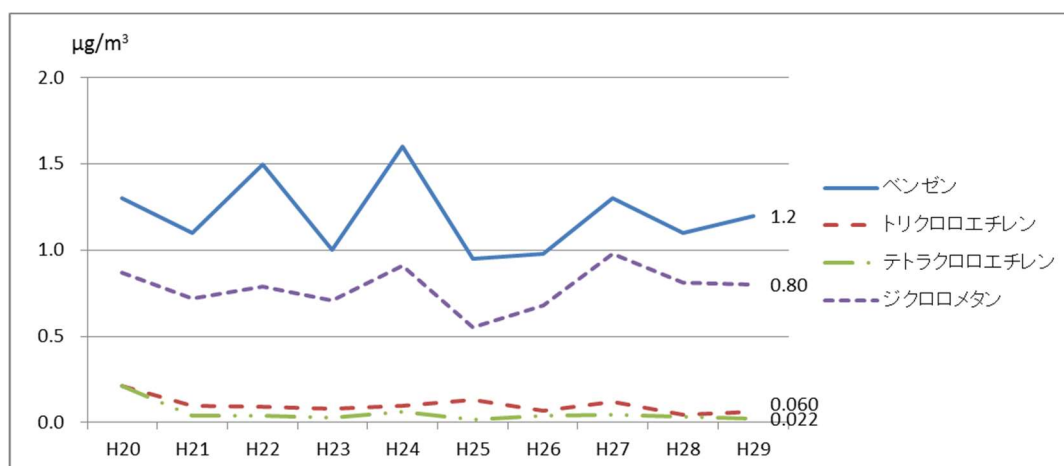
※平成 30 年度実績は令和元年 12 月以降に公表される見込みです。

★**方向性・目標** 引き続き、環境基準の達成・維持に向けて、工場・事業場からの排出抑制対策、自動車排出ガス対策、低公害車の普及等を総合的に推進します。

●**有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準の達成状況【環境政策課】**

市内では、県が周南総合庁舎で測定しています。平成 29 年度におけるベンゼン等 4 物質は、すべて環境基準を達成しています。直近 10 年間すべて環境基準を達成し、年平均値も横ばい状態です。

図 5-2 有害大気汚染物質の年平均値の推移



※平成 30 年度実績は令和元年 12 月以降に公表される見込みです。

●**降下ばいじんの測定結果【環境政策課】**

市は、市内 17 地点で降下ばいじんを測定しています。

平成 30 年度における降下ばいじんの年平均値は 2.03t/km<sup>2</sup>/月で、行政目標値 (10t/km<sup>2</sup>/月) を達成しています。近年は緩やかな減少傾向です。

★**方向性・目標** 大気の汚染状況を監視するため、引き続き測定を実施します。

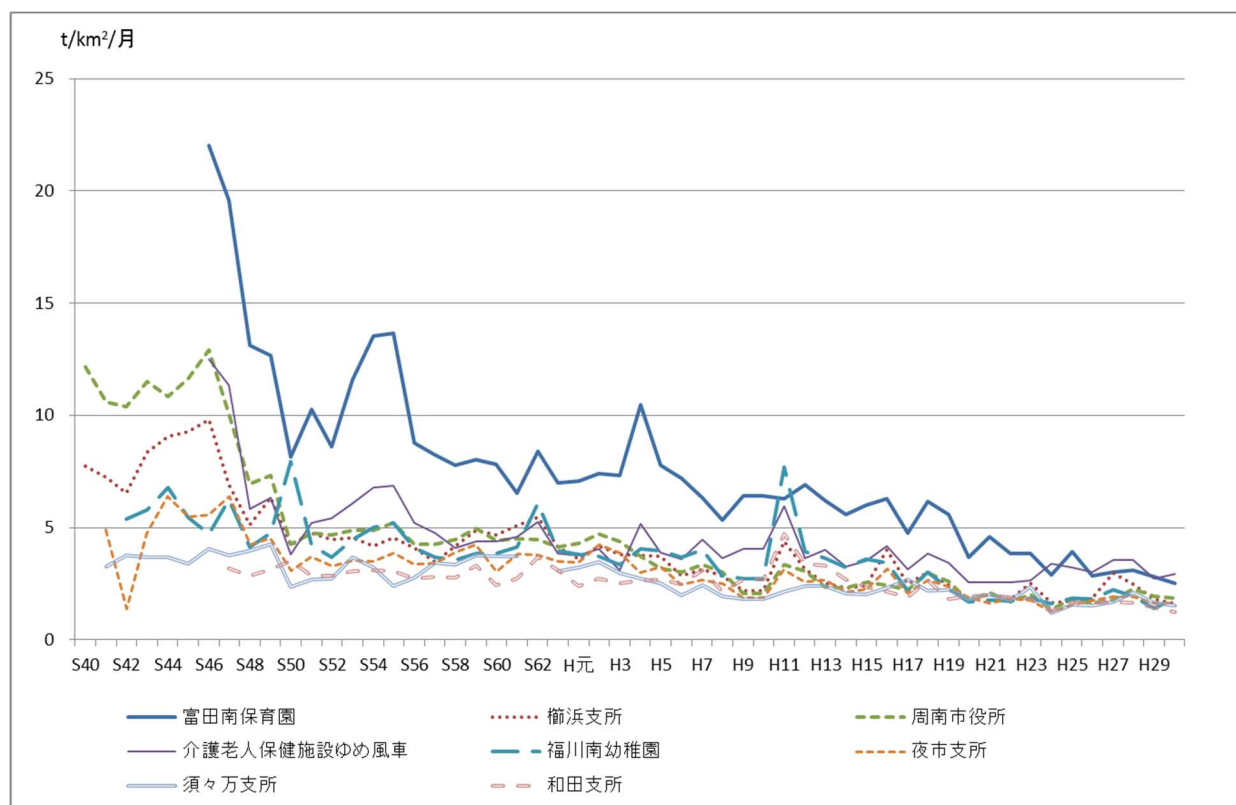
## 《第5節 大気・水環境などの保全》

◆大気測定局位置図（周南市設置）



【降下ばいじん測定箇所的位置図】

図 5-3 降下ばいじん量の年平均値の推移



※富田南保育園のデータは、平成 25 年度までは旧みささ遊園地のデータです。  
 ※介護老人保健施設ゆめ風車のデータは、平成 23 年度までは旧新南陽公民館のデータです。

### (1) 自動車排出ガス対策の推進

#### ●公用車における低公害車導入【行政管理課】

平成 30 年度末で、市の公用車は 297 台で、そのうち、ハイブリッド車は 24 台で、全体の 8.1%を占めます。電気自動車 4 台、燃料電池自動車 3 台、低排出ガス認定車 222 台を含めると、低公害車の全体に占める割合は 85.2%です。

★分析と課題 CO<sub>2</sub> 削減のために次世代自動車を公用車として導入していますが、電気自動車は、航続距離、充電時間、燃料電池自動車は水素ステーションの整備、車

両価格等の問題があります。

★方向性・目標 車両更新に合わせて、計画的にエコカーの導入を進めていきます。

## (2) 事業場排出ガス対策の推進

### ●大気汚染防止法等による規制【環境政策課】

県は、大気汚染防止法及び山口県公害防止条例に基づき、各種届出及び許可申請の審査等により大気汚染の防止を図っています。

市内の工場・事業場に設置されるばい煙発生施設等における、平成 29 年度の総燃料使用量は 4,053.5 千 kL (重油換算)、硫黄酸化物排出量は 2,625.3t (SO<sub>2</sub>換算)、窒素酸化物排出量は 19,293.1t (NO<sub>2</sub>換算)、ばいじん排出量は 480.0t であり、それぞれ前年度と比較して 5.8%、8.8%、7.1%、1.9%増加しています。

### ●環境保全協定に基づく調査【環境政策課】

市は、環境保全協定に基づき、協定締結企業が排出するガス濃度を測定しています。平成 30 年度は、ばいじん濃度、窒素酸化物濃度、塩素濃度及び塩化水素濃度を測定した結果、協定値の超過はありませんでした。

★方向性・目標 環境保全協定に基づき、規制基準よりも厳しい協定値にて管理されています。立入調査や自主監視報告により、引き続き協定値の遵守状況を監視し、適正な指導を行います。

表 5-2 工場の排ガス測定結果

調査項目	調査地点数	協定値超過数
ばいじん濃度	1 地点	0 地点
窒素酸化物濃度	1 地点	0 地点
塩素濃度	1 地点	0 地点
塩化水素濃度	1 地点	0 地点

## (3) 悪臭対策の推進

悪臭防止法は、規制地域内の工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制しており、敷地境界においてアンモニア、メチルメルカプタン等 22 物質、排出口においてアンモニア等 13 物質、排水中において硫化水素等 4 物質の規制基準が定められています。悪臭苦情については、現地調査、発生源の除去、施設管理の方法変更などの指導等を行っています。

### ●特定悪臭物質の測定【環境政策課】

市は、悪臭防止法に規定されている特定悪臭物質のうち、工場で使用され、継続的発生が考えられる以下の 18 物質を測定しています。また、山口県悪臭防止対策指導要綱に基づき、臭気指数を測定しています。

表 5-3 測定 18 物質

調査項目
アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン

★分析と課題 平成 30 年度は、特定悪臭物質は検出されませんでした。臭気指数が指導限度を超過したため、改善措置を勧告しました。

★方向性・目標 生活環境保全のため、引き続き立入調査を実施し、適正な指導を行います。

#### (4) 光化学オキシダント等対策の推進

##### ●緊急連絡体制の整備【環境政策課】

県は、山口県大気環境監視システムにおいて、県内の大気環境を常時測定し、その速報値等をホームページで公開しています。また、微小粒子状物質（PM2.5）や光化学オキシダントに関する注意喚起について、メール配信サービスも行っています。

市では平成 30 年度に光化学オキシダント及び PM2.5 での発令はありませんでした。

★方向性・目標 オキシダント注意報等発令時対応マニュアルを更新し、しゅうなんメールサービスやホームページ、市の緊急連絡体制などを通して、市民の皆さまに速やかに情報提供できるよう努めます。

山口県の大気環境の状況 <http://yamaguchi-taiki.life.coocan.jp/>

しゅうなんメールサービス <http://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/8/2960.html>

#### (5) オゾン層保護・酸性雨等対策の推進

オゾン層を破壊する原因物質であるフロン類は温室効果が高く、地球温暖化の原因物質でもあるため、フロン回収・破壊法に基づき使用済みのフロン類の回収及び破壊等が進められてきましたが、平成 25 年の法改正により、平成 27 年 4 月からはこれまでの回収・破壊に加え、フロン類の製造から、機器の適正管理、廃棄、再生利用までのライフサイクル全体にわたる対策が義務付けられました。

また、酸性雨対策として、引き続き事業所や自動車の排出ガス対策を推進します。

## 2 水環境の保全

### ●水質汚濁に係る環境基準の達成状況【環境政策課】

#### ○人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準について、県が市内 13 地点（夜市川、富田川、菅野湖、米泉湖、菊川湖、高瀬湖、徳山湾）において延べ 230 項目を測定し、平成 29 年度はすべての地点で環境基準を達成しています。

#### ○生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に関する環境基準について、県が市内 20 地点（錦川、夜市川、富田川、菅野湖、米泉湖、菊川湖、高瀬湖、徳山湾）において測定しています。

#### ア COD 又は BOD・・・目標設定項目

有機汚濁の代表的な指標である COD 又は BOD の状況は、米泉湖、高瀬湖、徳山湾 A 類型水域にて環境基準を達成できませんでした。

年平均値について、河川及び高瀬湖除く湖沼はほぼ横ばい、高瀬湖及び海域については緩やかな減少傾向にあります。

表 5-4 COD 又は BOD に係る環境基準達成状況

区分	水域名	類型	H25	H26	H27	H28	H29		
河川	錦川	A	○	○	○	○	○		
	夜市川	A	○	○	○	○	○		
	富田川	A	○	○	○	○	○		
	全国達成率 (%)			93.5	94.5	96.1	95.4	93.8	
	夜市川	B	○	○	○	○	○		
	富田川	B	○	○	○	○	○		
	全国達成率 (%)			90.1	92.0	94.7	94.5	91.9	
湖沼	菅野湖	A	○	○	○	○	○		
	米泉湖	A	○	○	○	○	×		
	菊川湖	A	○	○	○	○	○		
	高瀬湖	A	×	×	×	×	×		
	全国達成率 (%)			66.9	67.4	70.2	68.3	65.7	
海域	徳山湾	A	×	×	×	×	×		
		全国達成率 (%)			60.4	63.4	67.6	66.4	63.7
		B	○	○	○	○	○		
		全国達成率 (%)			85.4	86.8	87.3	85.3	85.3
		C	○	○	○	○	○		
全国達成率 (%)			100	100	100	100	100		

※○：環境基準達成 ×：環境基準超過

出典：「平成 30 年版 環境白書」山口県環境生活部（平成 29 年度実績）

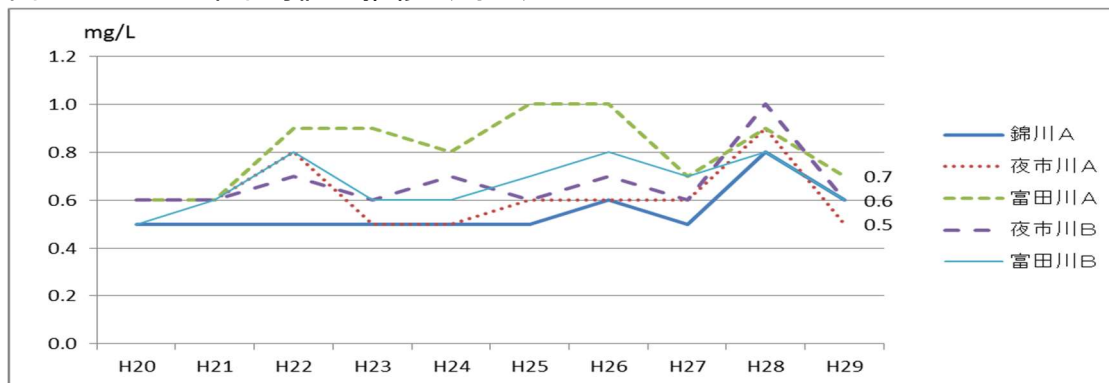
「平成 29 年度公共用水域水質測定結果」環境省

※平成 30 年度実績は令和元年 12 月以降に公表される見込みです。



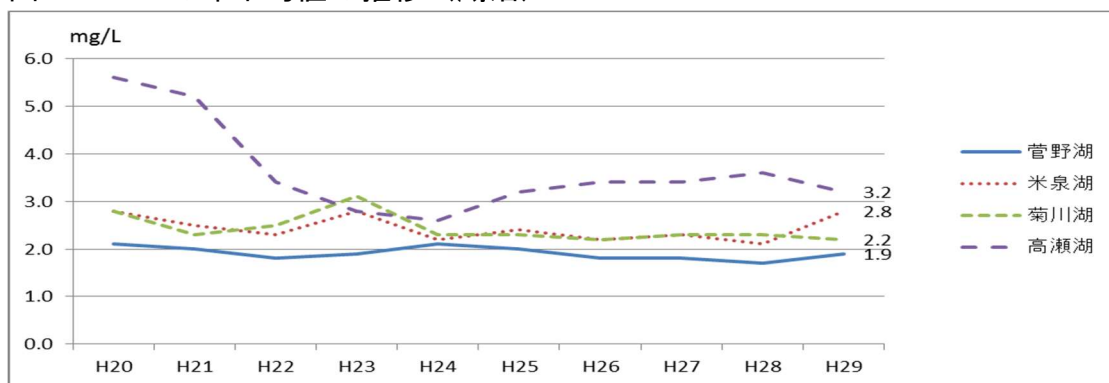
《第5節 大気・水環境などの保全》

図 5-4 BOD の年平均値の推移（河川）



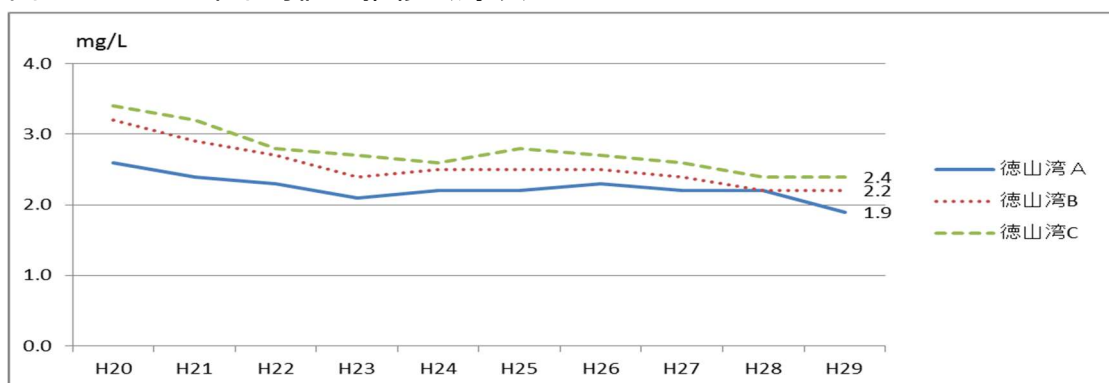
※平成 30 年度実績は令和元年 12 月以降に公表される見込みです。

図 5-5 COD の年平均値の推移（湖沼）



※平成 30 年度実績は令和元年 12 月以降に公表される見込みです。

図 5-6 COD の年平均値の推移（海域）



※平成 30 年度実績は令和元年 12 月以降に公表される見込みです。

※類型別で環境基準値が異なり（A<B<C）、A 類型が最小値です。詳細は、P. 150～152 を参照下さい。

イ 窒素及びりん

窒素及びりんは、海域で環境基準を達成していましたが、湖沼では環境基準を達成していません。

年平均値は、全窒素及び全りんともに、概ね横ばいです。

《第5節 大気・水環境などの保全》

表 5-5 窒素及びりんに係る環境基準達成状況

区分	水域名	類型	H25	H26	H27	H28	H29
湖沼	菅野湖	Ⅱ	×	×	×	×	×
	米泉湖	Ⅱ	×	×	×	×	×
	菊川湖	Ⅱ	×	×	×	×	×
	全国達成率 (%)		50.0	55.2	55.2	50.0	48.3
海域	徳山湾	Ⅱ	○	○	○	○	○
		全国達成率 (%)	92.1	91.2	92.3	91.2	92.3

※○：環境基準達成 ×：環境基準超過

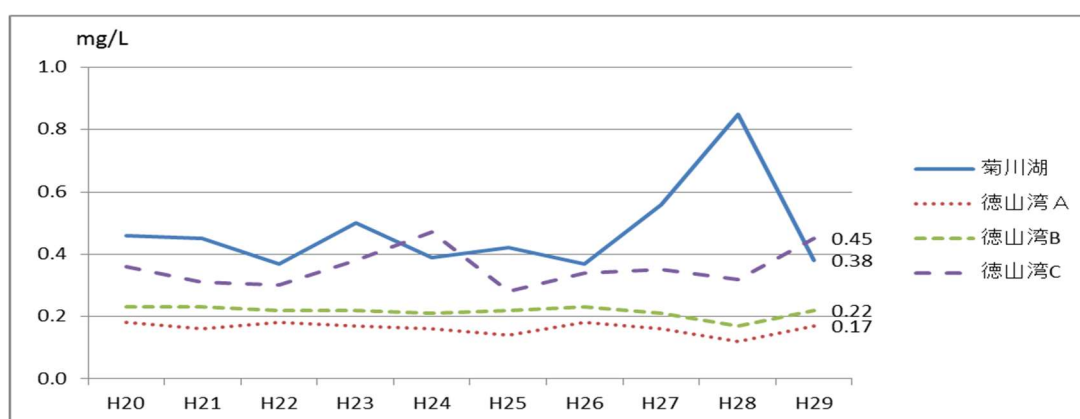
※菅野湖及び米泉湖は、当分の間、全窒素に係る基準は適用しない

出典：「平成 30 年版 環境白書」山口県環境生活部（平成 29 年度実績）

「平成 29 年度公共用水域水質測定結果」環境省

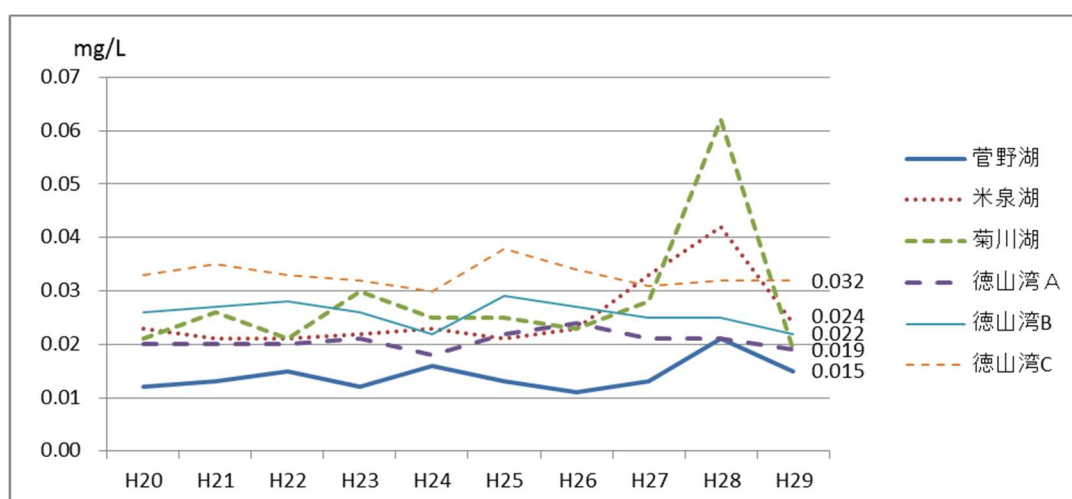
※平成 30 年度実績は令和元年 12 月以降に公表される見込みです。

図 5-7 全窒素（T-N）の年平均値の推移



※平成 30 年度実績は令和元年 12 月以降に公表される見込みです。

図 5-8 全りん（T-P）の年平均値の推移



※平成 30 年度実績は令和元年 12 月以降に公表される見込みです。

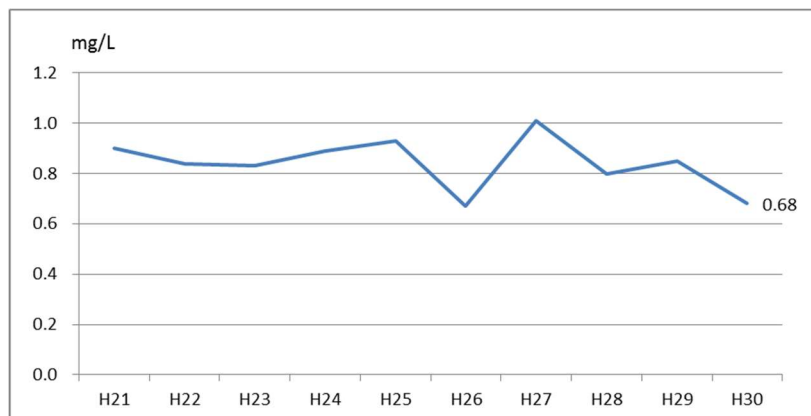
**★分析と課題** 生活環境の保全に関する環境基準について、米泉湖、高瀬湖、徳山湾 A 類型水域の COD と、菅野湖、米泉湖、菊川湖の窒素及びりんが環境基準を達成できませんでした。

**★方向性・目標** 水質汚濁状況を監視するため、引き続き情報収集を行います。

●中小河川における測定結果

市は、環境基準のない市内の中小 20 河川、23 地点で水温、水素イオン濃度、BOD、浮遊物質濃度、溶存酸素量、大腸菌群数を調査しています。平成 30 年度の BOD 年平均値は 0.68mg/L でした。

図 5-9 中小河川の BOD 年平均値の推移



★分析と課題 中小河川の BOD 年平均値は、緩やかな減少傾向です。

★方向性・目標 水質汚濁の状況を監視するため、引き続き測定を実施し、異常があった場合は原因追究及び対策を講じます。

●赤潮の発生状況【水産課】

平成 30 年度は、6～10 月にかけて赤潮の発生が確認されています。

★分析と課題 閉鎖性水域であるため、発生を抑えることは困難です。

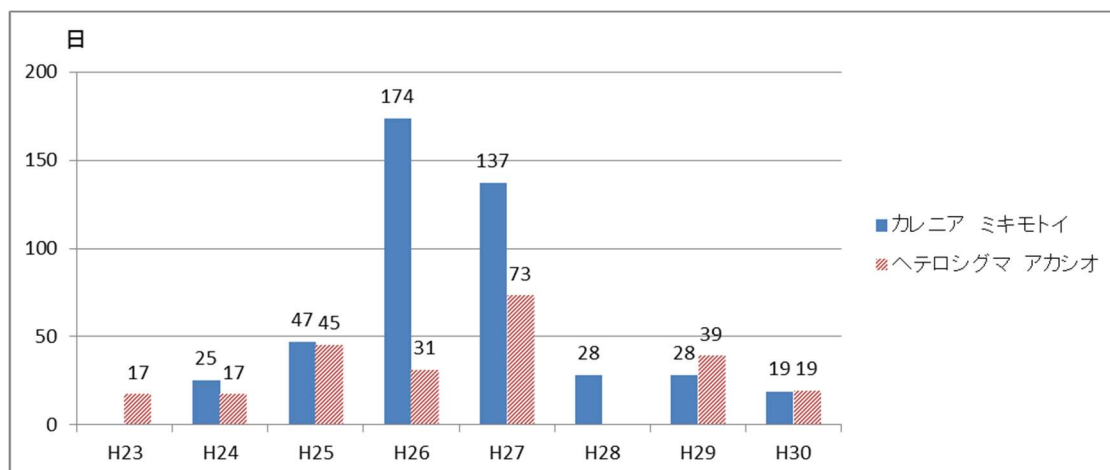
★方向性・目標 赤潮発生時には、県と連携し、水産業への被害を最小限に止めるよう努めます。

表 5-6 赤潮の発生状況

発生時期	発生海域	赤潮構成種名
2018/6/4～6/13	徳山湾	ヘテロシグマ アカシオ
2018/8/8～8/27	徳山湾	カレニア ミキモイ
2018/10/16～10/26	徳山湾	ヘテロシグマ アカシオ

出典：海鳴りネットワーク 山口県水産振興課

図 5-10 赤潮構成種別発生期間の推移



●地下水の状況【環境政策課】

平成29年度の調査では、地下水質状況を把握するための概況調査を市内16地点において行っており、すべての地点で環境基準以下でした。

また、汚染状況の継続的な監視として、これまでにテトラクロロエチレン等有機塩素化合物による地下水汚染が確認されている市内8地点において、継続監視調査を実施し平成29年度は、トリクロロエチレンが1地点、テトラクロロエチレンが2地点、環境基準を超過しましたが、他の地点では環境基準の超過はありませんでした。

★方向性・目標 地下水の水質汚濁状況を監視するため、引き続き情報収集を行います。

(1) 生活排水対策の推進

●下水道、集落排水の普及等の状況【上下水道局企画調整課】

下水道は、雨水による浸水を防ぐとともに、汚水を処理し、海域や河川の水質を保全するなど、快適で衛生的な生活をするために必要不可欠な公共財産です。

★分析と課題 農業・漁業集落排水施設の整備は完了しており、公共下水道の計画区域の残りの整備を進めていくことが課題です。

★方向性・目標 令和7年度において、汚水処理人口普及率95%以上、及び水洗化率95%以上を目指します。

表5-7 汚水処理人口普及率（平成31年3月31日現在）

	行政区域 人口(A)	計画区域 面積	処理区域 面積	整備済 管渠延長	処理区域 人口(B)	普及率 (B/A)
公共下水道	—	3,898 ha	3,050 ha	811 km	124,162 人	86.8%
集落排水事業	—	279 ha	279 ha	78 km	5,172 人	3.6%
合併処理浄化槽	—	—	—	—	5,522 人	3.9%
合計	143,113 人	4,177 ha	3,329 ha	889 km	134,856 人	94.2%

※公共下水道には特定環境保全公共下水道を含む。

表5-8 公共下水道の地区別整備状況（平成31年3月31日現在）

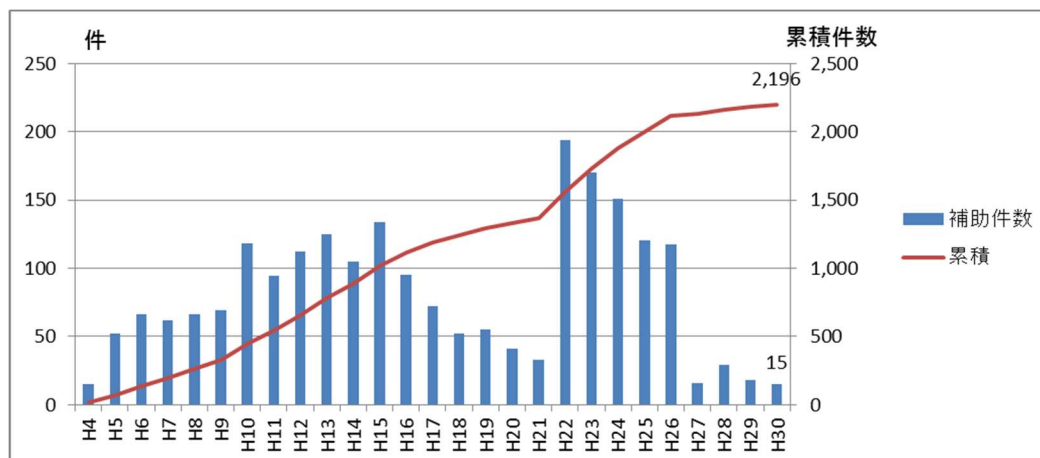
地域	行政区域 人口(A)	処理区域 人口(B)	水洗化人口 (C)	水洗化率 (C/B)	普及率 (B/A)
徳山	94,376 人	80,946 人	76,242 人	94.2%	85.8%
新南陽	30,296 人	28,586 人	27,787 人	97.2%	94.4%
熊毛	15,351 人	12,557 人	11,349 人	90.4%	81.8%
鹿野	3,090 人	2,073 人	1,787 人	86.2%	67.1%
市全体	143,113 人	124,162 人	117,165 人	94.4%	86.8%

●浄化槽設置費補助の実施【環境政策課】

公共下水道及び集落排水の処理区域でない地域の家庭に浄化槽設置費を補助し、生活排水による環境負荷の低減を図っています。

平成30年度は15件補助し、平成4年度から累計2,196件の補助件数です。

図 5-11 浄化槽設置補助件数の推移



★分析と課題 平成 22 年度から平成 26 年度に、従来の補助金に加え市単独の上乗せをした結果、5 年間で 752 基の浄化槽が設置されました。平成 27 年度以降は、下水道計画区域から新たに浄化槽整備区域となった地域のみ上乗せ補助としています。補助申請者数は減少しています。

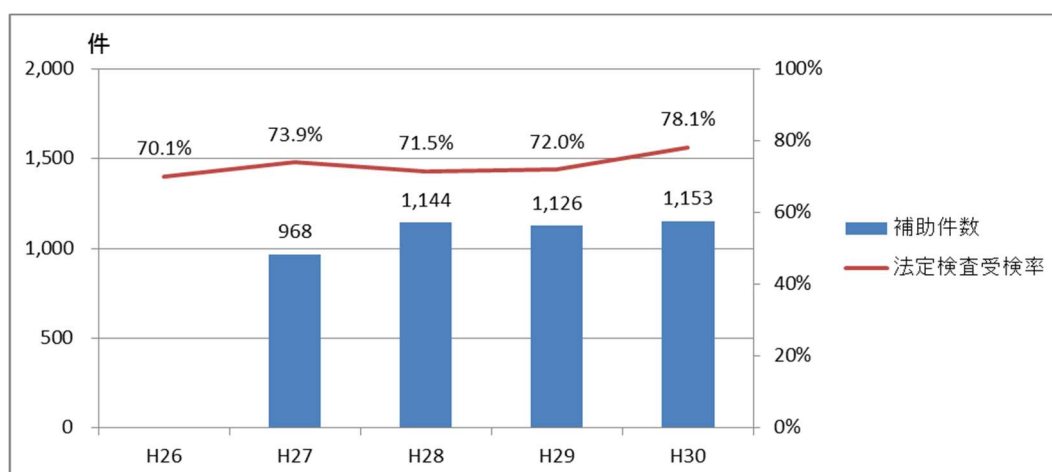
★方向性・目標 引き続き、浄化槽設置の必要性と設置費等の補助制度の周知を行い、水質環境保全に努めていきます。

●浄化槽適正管理推進補助の実施【環境政策課】

平成 27 年度より、浄化槽の適正な管理を推進し公共用水域の水質保全を図ることを目的として、浄化槽の適正な維持管理を行う者に対して、浄化槽 1 基あたり 1 万円を上限に助成する制度を実施しています。

平成 30 年度は 1,153 件の助成を行い、法定検査受検率が 78.1%でした。

図 5-12 浄化槽適正管理推進補助件数等の推移



※法定検査受検率は、一般社団法人山口県浄化槽協会の周南市分公表値です

★分析と課題 制度開始前の法定受検率から 8%向上しました。

★方向性・目標 法定検査を受検していない浄化槽管理者に対して、引き続き受検指導を行っていきます。

## (2) 事業場の排水対策の推進

### ●水質汚濁防止法等による規制【環境政策課】

県が、水質汚濁防止法及び山口県公害防止条例により、汚水等を排出する施設を設置する工場・事業場に対して規制を行っています。

### ●環境保全協定に基づく調査【環境政策課】

市は、企業との環境保全協定に基づき、工場排水の水質を測定しています。

平成30年度は、1社において協定値の超過がありましたが、その後の自主監視測定において協定値の遵守を確認しました。

★分析と課題 環境保全協定に基づき規制基準よりも厳しい協定値にて管理されています。

★方向性・目標 立入調査や自主監視報告により、引き続き協定値の遵守状況を監視し、適正な指導を行います。

表 5-9 工場排水の水質調査結果

主な検査項目	調査地点数	調査件数	協定値超過数
排水量、水温、pH（水素イオン濃度指数）、SS（浮遊物質質量）、COD（化学的酸素要求量）、T-N（全窒素）、T-P（全りん）	35 地点	413 件	1 件

## (3) 水循環の確保

### ●公共施設の透水性舗装の施工【道路課】

歩道における透水性舗装は、雨水を地下に浸透させることで、植生・地中生態の改善や地下水のかん養、また、下水や河川の氾濫の防止等の効果があります。

しかし、透水性舗装の施工は、地盤、土質等の影響を受けるため、すべての歩道舗装に適用できるわけではなく、さらに、舗装経費も増嵩します。

平成30年度は、歩道舗装面積の50%を透水性舗装で施工しました。

★分析と課題 歩道改修は、計画的に行っていますが、すべての歩道舗装に透水性舗装を適用できるわけではありません。

★方向性・目標 歩道の施工にあたっては、地盤、土質等の状況を勘案しながら、水環境の保全の趣旨を最大限考慮し、透水性舗装の施工割合の50%以上を目指します。

## 3 騒音・振動の防止

### ●環境騒音の状況【環境政策課】・・・目標設定項目

市は、一般地域における環境騒音を6地点で測定しており、平成30年度に昼夜ともに環境基準を達成したのは6地点中5地点でした。

★分析と課題 昼間においては環境基準を全地点において達成しており、近年の達成状況はゆるやかに改善傾向にあります。

★方向性・目標 引き続き環境騒音を把握するため測定を実施します。

表 5-10 環境基準達成状況の推移

類型		地点	H25	H26	H27	H28	H29	H30
一般地域	A 地域	大字徳山（西金剛山）	△	○	△	×	△	○
		中畷町	△	△	△	○	○	○
	B 地域	久米（寺下1）	△	△	△	○	○	○
		富田二丁目	○	○	○	○	○	△
	C 地域	南浦山町	○	○	○	○	○	○
		福川中市町	○	○	○	○	○	○

※○：環境基準達成 △：昼のみ達成 ▲：夜のみ達成 ×：昼夜ともに基準超過

※A 地域は専ら住居の用に供される地域、B 地域は主として住居の用に供される地域、C 地域は相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域のことをいう。

※A 地域及びB 地域の環境基準は、昼間が 55 デシベル以下、夜間が 45 デシベル以下で、C 地域の環境基準は昼間が 60 デシベル以下、夜間が 50 デシベル以下。

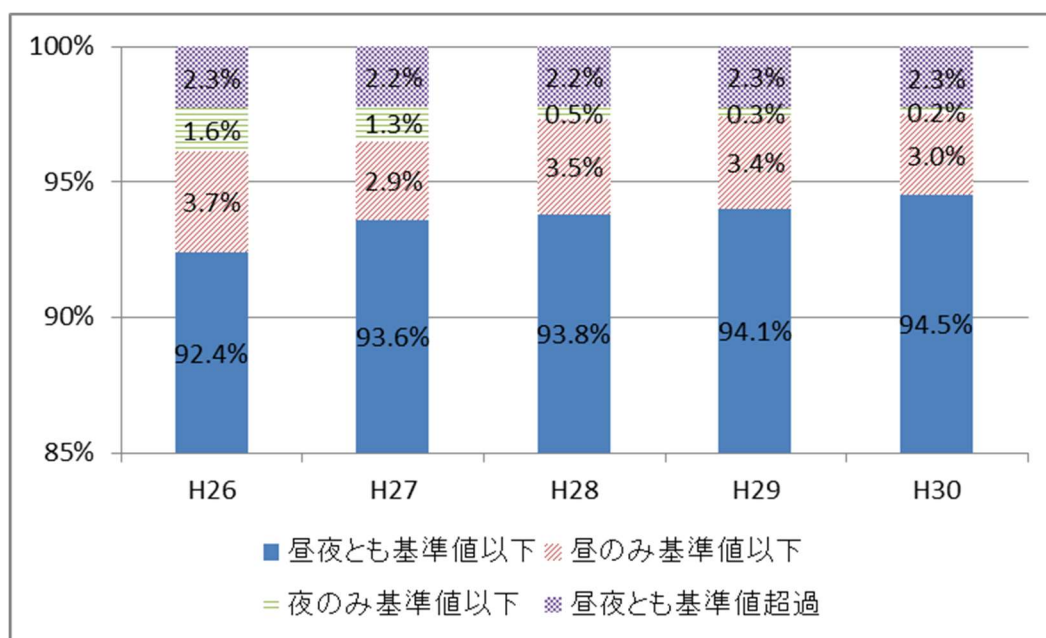
●自動車騒音の状況【環境政策課】・・・目標設定項目

市では平成 24 年度より、騒音規制法に基づき自動車騒音の監視を行っています。平成 30 年度は 90 区間の延長 160.6km において評価を実施しました。対象住居等は 12,357 戸で、昼夜間とも環境基準を達成したのは 94.5%(11,673 戸)でした。昼間のみ、夜間のみ環境基準を達成したのは、それぞれ 3.0%(364 戸)、0.2%(30 戸)、昼夜間とも環境基準を達成しなかったのは 2.3%(290 戸)でした。

★分析と課題 基準値超過は一般国道沿いが比較的多く、交通量及び大型車の交通量が多いことが考えられます。近年では改善傾向にあります。

★方向性・目標 引き続き自動車騒音を把握するため測定を実施します。

図 5-13 自動車騒音常時監視結果の推移

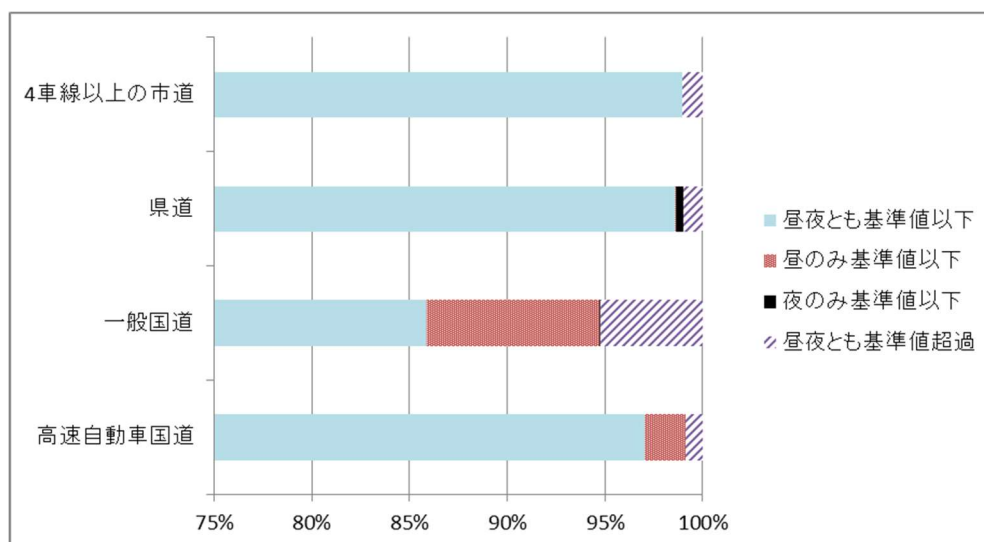


《第5節 大気・水環境などの保全》

表 5-11 自動車騒音常時監視結果（道路種類別住居等戸数）

	昼夜とも 基準値以下	昼のみ 基準値以下	夜のみ 基準値以下	昼夜とも 基準値超過
高速自動車国道	230	5	0	2
一般国道	3,427	354	1	209
県道	6,988	5	29	68
4車線以上の市道	1,028	0	0	11
合計	11,673	364	30	290

図 5-14 自動車騒音常時監視結果（道路種類別住居等戸数）



(1) 自動車の騒音・振動対策の推進

自動車構造の改善等の発生源対策や、地域の状況に応じた交通規制、道路構造の改善等、関係機関による総合的な対策が進められており、自動車交通騒音の面的評価による環境基準達成率は、近年改善傾向にあります。

(2) 事業場の騒音・振動対策の推進

●騒音規制法等による規制【環境政策課】

騒音規制法、振動規制法及び山口県公害防止条例により、工場・事業場及び建設作業騒音について規制されています。

●環境保全協定に基づく調査【環境政策課】

市は、企業と締結した環境保全協定に基づき、年1回の立入り調査を実施しています。平成30年度は協定値の超過はありませんでした。

★分析と課題 環境保全協定に基づき協定値にて適切に管理されています。

★方向性・目標 立入調査や自主監視報告により、引き続き協定値の遵守状況を監視し、適正な指導を行います。

表 5-12 工場騒音・振動の調査結果

項目	測定企業数	測定地点	協定値超過数
騒音、振動	23社	72地点	0地点



(3) 近隣騒音等、その他騒音・振動対策の推進

近隣騒音のうち家庭の日常生活から発生する騒音に関しては、発生原因となる家庭用機器等の騒音低減対策とともに、住民のモラルやマナーの向上を図るため、騒音防止意識の啓発に努めています。

4 環境汚染の未然防止

●環境関連苦情の現状【環境政策課、リサイクル推進課】

平成30年度に市が受け付けた環境関連の苦情相談件数は115件でした。苦情相談の種類では、廃棄物投棄47件（環境政策課1件、リサイクル推進課46件）、大気汚染19件、悪臭19件の順です。

★分析と課題 平成29年度の175件に対し、平成30年度は60件減少しており、廃棄物投棄が41件減少していることが主な要因です。

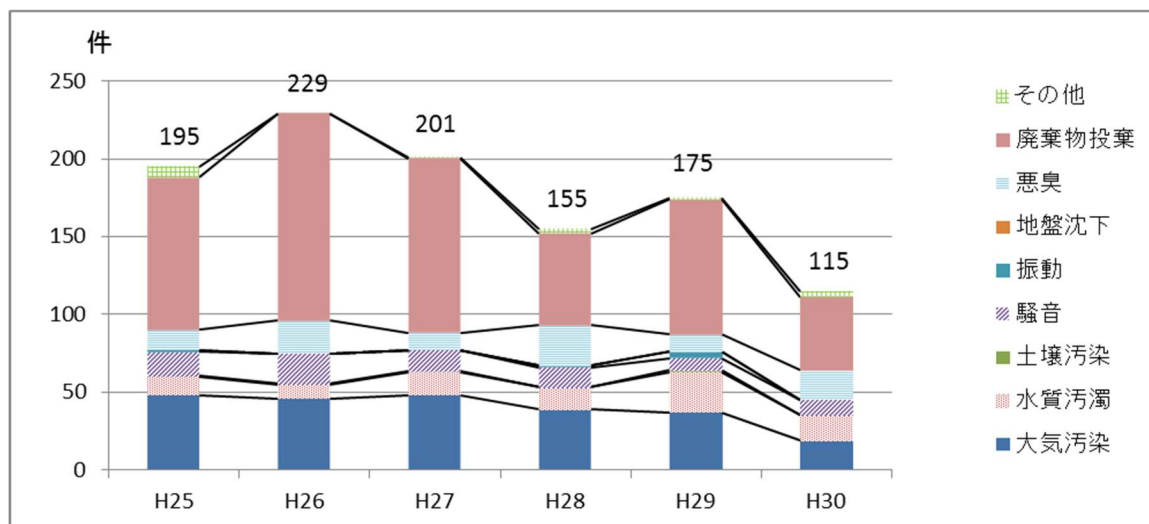
悪臭は昨年に比べ8件増加しており、そのうちの5件は隣家等の浄化槽や生活排水に関連するものでした。悪臭の原因、又は悪臭そのものが確認できなかった場合も8件ありました。

大気汚染については、平成29年度（総数37件、うち野焼き34件）から、平成30年度（総数19件、うち野焼き14件）に減少しました。これまでの市広報等の注意喚起により、野焼きの禁止について周知が進んでいると思われます。

水質汚濁については、平成29年度（総数26件、うち油膜18件）から、平成30年度（総数16件、うち油膜10件）に減少しました。

★方向性・目標 発生源に対する根本的な解決が難しい場合もありますが、周辺地域への被害を防ぐことができるように、調査、協力依頼、指導を講じていきます。

図5-15 環境関連苦情受付件数



《第5節 大気・水環境などの保全》

表 5-13 用途地域別の環境関連苦情受付内訳（平成 30 年度）

被害地域	環境関連苦情の種類（単位：件）									合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物投棄	その他	
住居地域	11	2	0	3	0	0	6	17	1	40
近隣商業地域	2	0	0	1	0	0	3	0	0	6
商業地域	2	1	0	4	0	0	4	2	2	15
準工業地域	1	3	0	2	0	0	4	1	0	11
工業地域	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
工業専用地域	0	2	0	0	0	0	1	0	0	3
その他の地域	3	6	0	0	0	0	1	27	1	38
合計	19	16	0	10	0	0	19	47	4	115

（1）環境監視体制の整備

市と企業は、公害を未然に防止し、住民が健康で快適な生活を営むことができる良好な環境を保全するため、環境保全協定を結んでいます。さらに、法律や山口県条例による排出基準より厳しい上乘せ基準を定める細目協定を締結し、大気、水質、騒音・振動等について、自主監視の実施とともに市の立入調査により確認しています。平成 30 年度の立入調査項目は 775 件で、細目協定による協定値の超過は 2 件でした。

★分析と課題 環境保全協定に基づき協定値にて管理されています。

★方向性・目標 立入調査や自主監視報告により、引き続き協定値の遵守状況を監視し、適正な指導を行います。

表 5-14 環境保全協定及び細目協定の締結状況

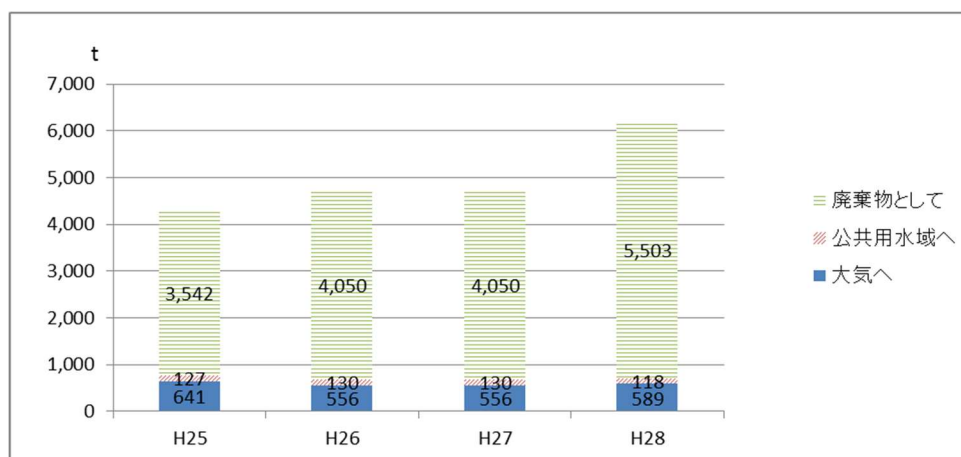
協定締結内容	協定締結数
環境保全協定	43 社
環境保全協定に基づく細目協定	35 社

（2）化学物質等の適正管理の推進

有害な化学物質の環境中への排出量、廃棄物に含まれて事業所の外に運び出された移動量を、事業所が国に報告し国がそれらの量を把握・集計・公表する P R T R 制度により、届出対象に該当する事業所の排出量及び移動量が公表されています。

PRTR データ地図上表示システム <http://www2.env.go.jp/chemi/prtr/prtrmap/>

図 5-16 P R T R 制度による排出量及び移動量の推移



出典：「平成 30 年版 環境白書参考資料集」山口県環境生活部（平成 28 年度実績）

※平成 29 年度実績は令和元年 12 月以降に公表される見込みです。